富士市告示第 3 号.

都市計画法(昭和43年法律第100号)第19条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成30年1月12日

富士市 上記代表者 富士市長 小長井 義正



- 1 都市計画の種類岳南広域都市計画地区計画(岩松北小学校周辺地区)
- 2 都市計画を定めた土地の区域 縦覧する計画図表示のとおり
- 3 縦覧場所 富士市役所 都市整備部 都市計画課

岳南広域都市計画地区計画の決定(富士市決定)

岳南広域都市計画岩松北小学校周辺地区計画を次のように決定する。

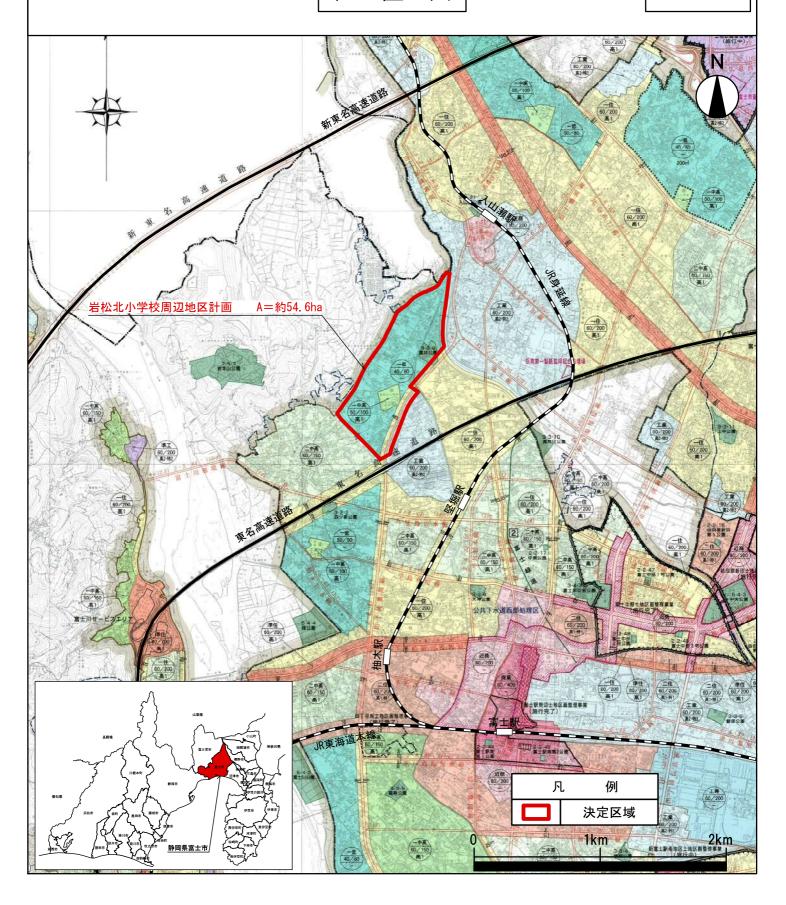
		可画石伝孔が子牧用及地区可画を飲めように依定する。			
名	称	岩松北小学校周辺地区計画			
位	- 置	富士市岩本字滝戸、字奥根田、字根田、字榎田、字土井下、字宿外、字滝戸 道南、字中瀬、字貫井、字中洲の各一部及び字二ツ家富士市松岡字二ツ家の一部富士市久沢字滝戸及び字柳田の各一部			
面	i 積	約 54. 6ha			
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の 目標	本地区は市街地の外縁部に位置しており、地区内には富士市立岩松北小学校が立地しているほか、市道旭町富士宮線や都市計画道路田子浦鷹岡線といった幹線道路が東西・南北に走っている。また、本地区は世界文化遺産富士山の雄大な眺望景観が得られるなどの特徴を有している。 上位計画である富士市都市計画マスタープランにおいて、本地区の大半を占める住宅専用地では、周辺環境と調和した、ゆとりと落ち着きのある良好な住環境を維持することとしている。一方、都市計画道路田子浦鷹岡線沿道は、一般住宅地及び一般工業地に位置付けられており、住宅以外の施設との共存に配慮した、良好な住環境の維持・創出や、周辺の住環境や自然環境と共生できる工業地の形成を図ることとしている。 このことから、 ○誰もが安全・安心・快適に暮らせる「まち」 ○豊かな自然環境と調和・共生し、健康的に暮らせる「まち」を地区計画の目標として定め、良好な住宅地及び住宅地に配慮した沿道工業地の形成を目指す。			
	土地利用の 方針	健全で合理的な土地利用を実現するとともに、地区の特性に見合ったきめ細かなまちづくりを進めるため地区を4つに区分し、それぞれの土地利用の方針を次のように定める。 「A地区」 富士山への良好な眺望景観の確保と周辺の自然環境との調和を図りながら、戸建住宅や兼用住宅を中心とした、閑静で落ち着きのある専用性の高い低層住宅地を形成する。 「B1地区」 幹線道路沿道に位置する交通条件を生かしながら、富士山への良好な眺望景観を確保するとともに、周辺の自然環境と調和した良好な沿道住宅地を形成する。 「B2地区」 富士山への良好な眺望景観を確保するとともに、周辺の自然環境や住環境と調和した沿道工業地を形成する。 「C地区」 岩松北小学校が立地する土地利用を維持する。			
	建築物等の整備の方針	良好な市街地環境を形成するため、建築物の用途の混在化を防止するとともに、 富士山への眺望確保、富士山及び周辺の環境に調和した街並み景観の創出並びに防 災性向上の観点から、建築物等の用途の制限、建築物の高さの制限、建築物等の形 態又は意匠の制限及びかき又はさくの構造の制限を行う。			

		地区の	地区の名称	A地区	B 1 地区	B 2 地区	C地区			
		区分	地区の面積	約 47. 4ha	約 2. 4ha	約 2. 2ha	約 2. 6ha			
					次に掲げる建築					
					物は建築してはな					
					らない。 1. 店舗、飲食店そ					
					1. 店舗、 <u></u>					
					する用途に供す					
					るもので、その					
					用途に供する部					
					分の床面積の合					
					計が 2,000 ㎡を 超えるもの					
					2. 事務所の用途に					
					供するもので、					
					その用途に供す					
					る部分の床面積					
					の合計が 1,000					
					㎡を超えるもの 3. ホテル又は旅館		ļ			
					3. ホテル又は旅館 4. ボーリング場、					
		建築	を物等の		スケート場、水					
地			金の制限	_	泳場、スキー	_	_			
	建				場、ゴルフ練習					
	築				場又はバッテ					
区	物				イング練習場					
					5. 自動車教習所6. 床面積の合計が					
市ケ	等				15 ㎡を超える					
整	に				畜舎					
					7. 工場(建築基準					
備	関				法施行令 (昭和					
VIII	す				25 年政令第 338					
	る				号)第 130 条の 6 の工場及び作					
計					業場の床面積の					
	事				合計が 50 ㎡を					
	項				超えない自動車					
画					修理工場を除					
					く。) 8.危険物の貯蔵又		ļ			
					8. 危険物の貯蔵又 は処理施設					
			物の高さの	_	10m	10m	_			
		最高限度								
				景観に調和した落ち着						
				屋外広告物は、周						
				囲の景観に調和し	屋外広告物は 周	囲の景観に調和した。				
			物等の形態	た色、形状、意匠、	屋外広告物は、周囲の景観に調和した 色、形状、意匠、規模とする。		_			
		又は意匠の制限		規模とする。 また、建築物と屋	また、建築物と屋上広告を合計した高さ 及び自家用野立て広告塔の高さは、それぞ れ地上10m以下とする					
				上広告を合計した						
				高さは、地上 10m以						
				下とする。						
					又はさくの構造は、高					
				さが 1 mを超えるコンクリート造、コンク リートブロック造、補強コンクリートブロ						
			てはさくの			_				
		構造の制限		ック造、石造及びレンガ造以外のものとす — — — — — る。			_			
				-	月袖で左右それぞれの					
	<u> </u>			長さが2m以下のもの						
-	地区計画及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり。									

岳南広域都市計画 地区計画の決定(富士市決定) 岩松北小学校周辺地区計画

位 置 図

S=1:30,000



岳南広域都市計画 地区計画の決定(富士市決定) 岩松北小学校周辺地区計画

拡 大 図

S=1:7,000

